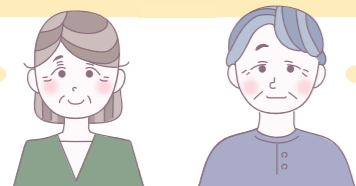


認知症になっても 自分らしく暮らせるまち 浦安

市では、認知症になっても自分らしく暮らせるまちを目指しています。今後の施策では、認知症の方や家族、地域の方などの意見を聞き、一緒に考えていくことが重要だと考えています。

個別ヒアリングで伺った 本人・ご家族の思い

- 何もわからないと思われて接してくるのはとても嫌です。そう思われているのなんとなくわかります。認知症になったら何もできなくなるわけではありません。ショックを受けてしまう気持ちはあると思いますが、何かしようという考えを持つと気持ちが楽になりますよ。
(60代男性・本人)
- 家族が認知症であることを周囲に伝えたら気持ちが楽になりました。介護者の気持ちが楽になれば、本人との関係もより良くなるのではと思います。近所の方が理解してくれることはありがたいです。
(60代女性・家族)



市内の小学校で 認知症サポーター養成講座 を実施しています

幅広い年齢層に、認知症のことを知ってもらうため、市内の小学校で認知症サポーター養成講座を実施しています。認知症の方への接し方などを学習しています。



問 高齢者包括支援課 ☎381・9028

認知症と ともに生きる

9月21日(火)は世界アルツハイマーデーです。国の発表によると、2025年には認知症高齢者は700万人になるとされ、これは、65歳以上の5人に1人という割合になります。誰もが認知症を自分事として捉えて理解を深め、認知症の方が自分らしく暮らせるよう、支えあうまちをつくっていきましょう。

認知症って、外見ではわかりませんよね。周りの人から「本当に認知症？認知症には見えない」とよく言われます。皆さんそれぞれ固定化された認知症のイメージがあると思います。認知症について地域の理解が深まれば、家族も含めて生活しやすくなりますね。

認知症になってからも外出しています。外で困ったときは、周りの人に聞いています。皆さん親切に教えてくれて、浦安はあたたかいまちだなんて感じました。

ひとり暮らしなので、デイサービスから帰ったあとと不安だし、寂しいですね。同じ認知症の方と話し合える場があるととてもうれしいです。認知症のことをこうやって話せる人は少ないだろうから、代わりに意見を代弁してもらうということも必要ですね。

本人ミーティング

認知症の方が集まって、自らの体験や希望、必要としていることを語り合い、自分たちのこれからのよりよい暮らし、暮らしやすい地域のあり方を一緒に話し合っています。何度同じ話をしても、とりとめのない話をしても大丈夫。辛い気持ちも楽しいことも安心して話せる居場所を目指しています。ミーティングで出たお話の一部をご紹介します。

認知症の取り組みについてとてもうれしく思います。今後何か広報する際にはぜひ自分も協力したいです。知っている人と一緒だとより安心できますね。

認知症は早めの相談・受診が大切です。お近くのともづな（地域包括支援センター）へご相談ください。

あなたに寄り添う 成年後見制度

家族や友人などが認知症になって、急きよ、自分が成年後見制度の利用を検討することもあります。また、自身が将来認知症になって、後見人が必要な状況になるかもしれません。今からできることを知り、成年後見制度の活用について考えてみませんか。

成年後見制度とは

認知症の方や障がいをお持ちの方が自分らしい生活を送るために、成年後見人などが本人の代わりにお金の管理や福祉・介護サービスなどの契約・手続きを行う制度です。今は元気な方が、将来に備えて準備するのが任意後見制度。今すぐ支援が必要な場合に利用するのが法定後見制度です。任意後見制度では、後見人を自分で選ぶことができます。一方、法定後見制度では、親族や第三者（弁護士・司法書士・社会福祉士・法人・市町村後見人など）の中から、家庭裁判所が本人の状況に応じて成年後見人を選びます。手続きのときに希望を伝えることもできます。

みんなで支えあう ～今からできること～

認知症高齢者の増加により、認知症は私たちの身近な存在になっていきます。誰もが将来かわる可能性がある成年後見制度について考えてみましょう。

自身が今からできること

- 家族と話し合って、希望を伝える
- 思いを形に。「遺言」の作成
- お金のことなどを任せられる人を探す。任意後見制度の利用などを考える

家族ができること

- 電話や会話で気持ちを伝える
- 家族の間で「これから」を話し合う。希望を伝える
- 生活が心配なら、相談機関に相談する

身近な友人・知人ができること

- 家族に症状を伝える
- 心配な場合は相談機関に相談する

心配なことがある方は 気軽に相談してください

お手伝いできることや、あなた自身や大切な人の「心配なこと」について、できるだけ早い段階から備えることが大切です。制度の利用を考えている方や、後見人の方など、どなたでも相談できます。

相談先 うらやす成年後見支援センター（市社会福祉協議会内） ☎355・5315

問 社会福祉課 ☎712・6388